第２　勧告

１　勧告

職員の給与の決定条件に関する調査の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案すると、下記により職員の給与について、改定する必要があると認められるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

記

(1)　給与較差等に基づく期末手当の改定について

ア　令和３年12月期の支給割合

(ｱ)　(ｲ)、(ｳ)及び(ｴ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（再任用職員にあっては、0.625月分）とすること。

(ｲ)　特定管理職員

期末手当の支給割合を0.925月分（再任用職員にあっては、0.525月分）とすること。

(ｳ)　指定職給料表の適用を受ける職員

期末手当の支給割合を0.575月分（再任用職員にあっては、0.3月分）とすること。

(ｴ)　任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

イ　令和４年６月期以降の支給割合

(ｱ)　(ｲ)、(ｳ)及び(ｴ)以外の職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.675月分）とすること。

(ｲ)　特定管理職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ｳ)　指定職給料表の適用を受ける職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.625月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.325月分）とすること。

(ｴ)　任期付研究員及び特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

(2)　初任給調整手当の支給について

獣医師に対して、月額35,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から15年以内の期間、採用の日から１年を経過するごとにその額を減じて支給すること。

(3)　改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、(1)のイ及び(2)の改定については令和４年４月１日から実施すること。